

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A庭園において、造園作業に従事していたところ、平成○年○月○日樹木のせん定作業中に脚立から転落し両足を負傷した。

請求人は、同日、B病院に救急搬送され、「右踵骨骨折、左脛骨遠位部粉碎骨折」（以下「原傷病」という。）と診断され、同年○月○日にはC病院に転医し加療した結果、平成○年○月○日に治癒した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、右足関節痛が出現したとして、平成○年○月○日Dクリニックに受診し、「右変形性足関節症」と診断され加療した結果、平成○年○月○日再び治癒した。

今回、請求人は、平成○年秋頃から左足関節に強い痛みを感じるようになり、平成○年○月頃Dクリニックに受診し「左変形性足関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は原傷病が再発したものであるとして、監督署長に同年○月○日以降の療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は本件傷病は原傷病が

再発したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、平成○年秋頃から左足関節に強い痛みを感じ本件傷病と診断されたが、本件傷病は原傷病の再発である旨を主張しているので、決定書第2の1（2）に説示する再発の判断要件に照らして、以下において検討する。

（1）本件傷病に関する医証をみると、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、X線上は加齢による変性と示唆した上で、本症状の発症原因は「平成○年時の外傷に基づくもの」としているが、因果関係に関しては述べていない。また、治療方針及びその効果に関しては、「保存加療、効果不明」としている。

F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、X線上で増悪の所見がないこと及び治療による改善が見込まれないことから、再発とは認められないと述べている。

G医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、「本件傷病は業務上災害による左変形性足関節症と診断できる。原傷病の治癒時の平成○年○月○日のX線写真と再発したとする平成○年○月○日を比べ変化がなく、増悪を示す医

証がない。骨関節の変性が進行していないと再発は難しい。」と述べている。

- (2) 当審査会において、医証及び関係資料を精査した上で、第1回目の治ゆ日である平成○年○月○日と原傷病が再発した平成○年○月○日のX線写真を読影したところ、左足関節には変化がないことを確認した。

したがって、当審査会は、本件傷病と原傷病との間に相当因果関係はあるものの、治ゆ時の状態からみて症状が増悪しておらず、治療効果が期待できないことから、本件傷病は原傷病が再発したものとは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。